

岩手県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 路線名 宮古岩泉線
- （2） 供用開始の区間
  - ア 宮古市太田一丁目122番1地先から長根二丁目85番126地先まで
  - イ 宮古市崎山第7地割38番7地先内
  - ウ 宮古市崎山第7地割38番7地先から48番1地先まで
  - エ 宮古市崎山第7地割67番2地先内
  - オ 宮古市崎山第7地割50番11地先から50番5地先まで
- （3） 供用開始の期日 平成22年3月12日
- （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 宮古地方振興局土木部
  - イ 期間 平成22年3月12日から同年4月12日まで
- 2（1） 路線名 岩泉平井賀普代線
- （2） 供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村島越295番1地先内
- （3） 供用開始の期日 平成22年3月12日
- （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
  - イ 期間 平成22年3月12日から同年4月12日まで
- 3（1） 路線名 宮古港線
- （2） 供用開始の区間 宮古市松山第6地割30番2地先から15番5地先まで
- （3） 供用開始の期日 平成22年3月21日
- （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 宮古地方振興局土木部
  - イ 期間 平成22年3月12日から同年4月12日まで